

産前・産後休暇（産休）代替任期付職員の募集について

総務省四国行政評価支局では、産休代替任期付職員を採用することとしています。募集要項は以下のとおりです。

募集要領

職務内容	(1) 行政相談行事等業務（行政相談行事の企画・立案・実施関係業務、行政相談委員に対する支援業務、パソコンを用いた各種文書作成等） (2) (1)に関連する業務書類のチェック、コピー、書類の整理・配布、電話対応 (3) 上記のほか、任命権者が指示する業務
募集人員	1名
募集対象	以下の条件を満たしている方 1 パソコンによりMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等のソフトウェアを操作し、資料作成ができる方 2 積極的に業務に取り組む意欲があり、人格円満で協調性を有していること。 3 官公庁（又は民間企業）において、上記業務への従事経験を有していること なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く。）（休憩時間60分）
勤務地	四国行政評価支局（所在地：高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階）
雇用期間	令和7年6月下旬（応相談）から同年8月22日まで ※産休代替任期付職員として勤務する間にその勤務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、育休代替任期付職員として再採用される可能性があります。 ※原則として採用後1か月は条件付採用となります。
賃金支払日	原則として毎月16日
賃金	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき学歴・職歴等を考慮して決定 ※期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当あり（当方規程による。）
通勤手当	実費支給（ただし、1月当たり上限150,000円）
退職手当	国家公務員の退職手当の規定に基づき、支給の有無を決定（※） （※）規定の勤続期間を経過した場合に限ります。
加入保険等	総務省共済組合に加入
住宅	無
応募方法	以下の応募書類（様式等は、当局HPに掲載）を下記のメールアドレスへ電子媒体（PDF）により提出してください。 （応募締切：令和7年5月30日（金）必着）※応募者多数の場合は、早期に締め切る場合があります。 【必要書類】 ・ ①履歴書（様式1） ②職務経歴書（様式2） ③小論文（様式3） ・ 応募の際、電子メールの件名は「産休任期付職員応募」としてください。 ・ 書類選考及び小論文試験の結果、面接試験を行うこととなった方には、6月6日（金）までに、試験日時等をご連絡いたします。
その他	・ 産休中の常勤職員の代替として、常勤職員と同様の職責で業務を遂行していただくこととなります。 ・ 採用者は、国家公務員法の適用を受けます。 ・ 応募の秘密については厳守いたします。

履歴書の送付先及び問合せ先

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階

総務省 四国行政評価支局総務課

電話：087-826-0671

人事担当（平田、美濃）

履歴書送付先メールアドレス：saiyou-shikoku-hyouka@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のためメールアドレスの“@”を全角にしています。
メール送信時には半角“@”に置き換えて送信してください。